

第24回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年6月30日(月) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 妹 尾 伸 二

2番 嶋 峨 弘 巳

3番 押 切 秀 志

4番 新 井 功 仁 恵

6番 阿 部 栄 子

7番 篠 原 弘

8番 斎 藤 晃 佳

9番 谷 口 正 明

10番 宮 崎 義 幸

11番 工 藤 均

12番 百 夕 栄 二

13番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 塚 見 堅

農地係 前 田 一 成

5 議 事

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | 開会 |
| 日程第 3 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | 会期の決定 |
| 日程第 5 | 会務報告 |
| 日程第 6 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 7 議案第 1 号 | 土地の現況証明願いについて |
| 日程第 8 議案第 2 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 9 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 10 議案第 4 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 11 議案第 5 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について |
| 日程第 12 | 次回総会日程（予定）について |

事務局長	<p>第24回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。</p> <p>本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>皆様おはようございます。本日は、収穫作業の真っ最中で何かとお忙しい中、本総会にご出席くださいましてありがとうございます。</p> <p>今年は、割と天候に恵まれ良質な粗飼料が確保されているように見受けられますが、皆様方におかれましては、体調やけが等に十分注意して作業に当たられますようお願いしたいと思います。</p> <p>本日は、報告1件、議案を5件提案させて頂いております。また、総会終了後になりますけども、11月に行われる先進地視察研修等についても日程等がほぼ決まりましたのでその報告もさせていただきたいと思います。なるべく早く総会を終了できるように皆様方の協力をお願いして、開会の挨拶とさせていただきます。</p>
	<p>日程第3 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、12番百々委員、1番妹尾委員を指名いたします。</p>
	<p>つづきまして</p> <p>日程第4 会期の決定を議題とします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
各委員	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。</p>
	<p>日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。</p>
事務局長	<p>前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。</p> <p>5月28日～30日、「北海道選出国会議員要請集会並びに令和7年度全国農業委員会会長大会」が東京都で開催され、白川会長が出席しております。</p> <p>北海道選出国会議員要請集会では、「令和8年度農業政策と予算に関する要望書」により要請行動を行い、会長全国大会では食料・農業・農村基本法の改正における政策の実現に向けた提案等4議案を可決し、大会の締めくくりとして「農業委員会</p>

活動の実践を踏まえた決意表明」が行われたところでございます。

6月3日、「浜中町農業者年金協議会パークゴルフ大会」を茶内第三パークゴルフ場で開催し、委員6名、一般参加者28名、事務局4名が参加しました。

当日は天候にも恵まれ、33名の選手の方々は終始和やかにプレーされ、ケガ等の事故もなく大会は無事に終了いたしました。

その後、焼き肉ハウスに移動して親睦会を行いましたが、bingoゲームやじゃんけん大会など、参加された方々には十分喜んでいただき、また参加者同士の交流も図られたことと思っております。委員の皆様には参加者の募集などご協力をいただきありがとうございました。

6月5日～6日、9日～10日、「令和7年度市町村農業委員会職員基礎研修会」のがオンライン開催され、塙見係長と前田主事がそれぞれ受講しています。

6月9日、「土地の現況証明願いに係る現地調査」を○○○○○○○と○○○○で実施し、妹尾委員、篠原委員、工藤委員、事務局2名で調査を行っております。

願い出地は、○○○○○氏と○○○氏の所有地でございますが、詳細については議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

6月12日～13日、「令和7年第2回浜中町議会定例会」が役場本庁で開催され、私は出席しております。

一般質問者は3名で、共創のまちづくりの推進について、ふれあい交流公園整備工事の内容についてなど5項目の質問が出されました。

また、町長からは報告案件4件と、条例改正や補正予算など議案14件が提出され、慎重な議論を経て2日間の日程を終了しております。

6月20日、「令和7年度浜中町農業技術員連絡協議会総会」が酪農技術センターで開催され、塙見係長と前田主事が出席しております。

6月25日、「令和7年度浜中町ノコベリベツ川水害対策連絡会議」が茶内コミュニティセンターで開催され、塙見係長が出席しております。

6月26日～27日、「一般社団法人 北海道農業会議第99回総会及び第46回北海道農業者年金協議会総会」が札幌市で開催され、白川会長が出席しております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各委員 (なしの声)

議長 ないようなので、これで会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容をご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得3件でございますが、整理番号1の届出人は、釧路市愛国西○丁目○○番○○号、○○○○○氏で、故○○○○○氏名義の農地について、令和○年○月○日付けで権利の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は、茶内西○線○○○番、ほか○○筆、面積○○万○、○○○. ○○m²でございますが、詳細につきましては、議案書2ページから3ページ及び議案関係資料1ページから4ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

整理番号2の届出人は、熊牛東○線○○番地、○○○○氏で、故○○○○○氏名義の農地について、平成○○年○月○日付けで権利の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は、熊牛東○線○○番、ほか○筆、面積○○万○、○○○. ○○m²でございますが、詳細につきましては、議案書4ページから5ページ及び議案関係資料5ページから7ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

整理番号3の届出人は、根室市西厚床○○番地○、○○○○○氏で、故○○○○○氏名義の農地について、令和○年○月○○日付けで権利の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は、姉別南○線○○○番、ほか○筆、面積○○万○、○○○. ○○m²でございますが、詳細につきましては、議案書6ページから7ページ及び議案関係資料8ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

議長

長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、これから報告第1号の質疑を行います。

整理番号1について質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。
事務局長	日程第7 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。 議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 北海道農地法関係事務処理要領第9の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するも

のとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、2件の現況証明願でございますが、浜農委7-2号の願い出人は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇.〇〇m²のうち〇万〇、〇〇〇.〇〇m²で、農地法第5条の転用を前提とした現況地目の確認でございます。

浜農委7-3号の願い出人は、茶内東〇線〇〇番地、〇〇〇氏、願い出地は茶内東〇線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇.〇〇m²で、登記地目変更後に売買を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、妹尾委員、篠原委員、工藤委員、事務局2名により6月9日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとのご判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいいたします。

前田主事 (詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員 (なしの声)

議長 特にないようなので、これから議案第1号の質疑を行います。
浜農委7-2について、質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

事務局長 まず、この北海道農地法関係事務処理要領というものが北海道の方から発行されておりまして、そちらに現況証明などの手続が記載しております。現況証明については基本的には登記地目を変更する場合は、現況証明書が無ければできないので、発行しますというものが一番大きな原則です。

それで、今まで行っていた建物が建てられていたので現況証明で外すというも

のについては、細かい取扱いが記載されておらず、この北海道農地法関係事務処理要領というものも何年か毎に改正されておりまして、これは10年以上前の記憶なのですが、当時の古い北海道農地法関係事務処理要領もしくは何かの研修会の資料だったかもしれません、無断で転用してしまった後処理をどうするかということで、約20年以上経過していたら現況証明で処理しても致し方ないのではないかということが記載されていた記憶があります。

現行のものでは記載が無いので、今の制度がどうなっているかというのはお答えできないですが、過去にそのような記載があったので、浜中町では昔から建てられているものについては、現況証明で外すというような取扱いをしています。

妹尾委員

農家を営んでいる人が故意ではなく知らなくてというのは、問題の有無は別として仕方が無いとは思いますが、今後町外から来た業者などが確信犯のように建設するというのも可能なので、手続上の不備があった場合はどうするのかというのを決めておかないと困るのではないかと思う。為す術なしではどうしようもないで、建ててしまって黙って10年ほっておいて転用されてしまうと、結局マンション等を建てられても我々には何も言う権利がないので、今後その用のことが起きないという可能性は無い。最近特に色々な業者が来ているので、その辺をもう少し農業委員会の方で精査した方がいいのではないかと思う。

事務局長

今後、違反転用などが起きそうな場合は、やはり事務局が日頃から広報なりで転用の規程を守ってくださいとお知らせすることと、あとは地元の委員さんが自分の地域をパトロールしていただくとか、今後についてはこのようなやり方しかないのではないかと思います。やはり、周知を徹底するというのが一番なのかと思います。

妹尾委員

一番困るのは法的根拠のないものに、我々が違反転用になるからだめだと言ったところで、実際違反転用してD型を建て、何年か後に現況証明で落とし、そのうち農地転用して農地からはずしたら、アパートやマンションを建てても法的根拠が無かつたら可能になってしまうので、そこを一番心配しています。

○○○○○○○○○○でも一方では、営業許可をあたえておいて、市街化調整区域に物を建てました。注意はしましたが、法的根拠がないので結局何もできずそのままになり、結局あのような形になっていたので、その辺の法的根拠がないとすると我々も違反転用しないように言ったところで、このように何年かたって現況証明で落として転用できてしまうのなら、やめろということもできなくなるので、現状その辺どうなっているかが知りたい。

議長

たしかに現状の中でそのような問題を抱えているものはあります、一番皆様方がよくわかるのが農業委員になったときの身辺調査。それを農業委員の場合は、違反

転用になっているとか、現況証明で落とさなければならぬというものが出てきて、これをします。ただ全町的に申請も何も上がってこないので、それを判断できるかと言われると、なかなかわからない部分もあり1件1件しらみ潰しに当たっていくわけにいかないという部分もありますので、何か動きがあったときに無断転用されていますよとか、現況で農地になっていませんよというのを判断して、現況で処理するというのは今までやってきた経過になります。

現実にほかの地域でも地元の人がやったのではなく、外から入ってきた人がやってしまう事例が出てきているのですが、〇〇の例として町長案件という形として出てきたようです。そうすると町長が進めている案件なので、要するに町が進めるという関係になってしまふものですから、なかなか規制するにも難しいという問題が現実に出てきているみたいです。

これは少し話題になった太陽光パネルの下の農地利用、それに羊の放牧をするという町長案件が出てきているようです。そのような事例が起きうる可能性も十分にあるので、どうするかについては今後も協議しながら、なるべく事前に発見できるような体制を作っていくかななければならないと思っています。

妹尾委員 わかりました。

議長 ほかに質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に浜農委7-3について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、浜農委7-2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員	(異議なしの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、浜農委7-2は、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、浜農委7-3を採決いたします。お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、浜農委7-3は、原案のとおり可決されました。</p>
事務局長	<p>日程第8 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p> <p>議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。</p> <p>また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定しております。</p> <p>本案は、1件の届出でございますが、整理番号1は、根室市西厚床〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は姉別南〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇m²、契約期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われる予定です。</p> <p>以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。</p>
農 政 係 長	(詳細説明するも省略)
議 長	<p>事務局より提案理由の説明が終わりました。</p> <p>それでは、これから議案第2号の質疑を行います。</p>

	本案について、質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。
事 務 局 長	日程第9 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならぬ。」とされております。 本案は、賃貸借による権利の設定1件の許可申請でございますが、整理番号1は、根室市西厚床〇〇番地〇、〇〇〇〇〇氏所有地、対象地は姉別南〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇m ² で、この土地を根室市西厚床〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定でございます。 以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。 なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。
前 田 主 事	(詳細説明するも省略)
議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 続いて、担当委員より補足説明を受けます。 整理番号1について3番押切委員お願ひいたします。

押切委員	整理番号1について説明させていただきます。 ○○○氏が賃貸借するのですけれども、育成の数を増やしコントラ事業も行っており、今後も農地を有効活用されると思うので許可することに問題ないと思います。
議長	ありがとうございました。 これから議案第3号の質疑を行います。 本案について、質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。
日程第10 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。	議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であつて、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。 確認すべき要件としましては、1点目の「形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であり、そのうちの売上が全体の50%を超えているか、3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上農業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上

が60日以上農作業に従事しているかとなっております。

いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明するも省略)

(詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、議案第4号の質疑を行いますが、本案については、〇〇番〇〇委員と〇〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(○○委員、○○委員退席)

それでは、これから議案第4号の質疑を行います。

整理番号1について質疑ありませんか。

2番嵯峨委員。

嵯峨委員

○○○○の関連事業として乳製品の製造、加工、販売、農業生産資材の製造、販売とありますが、現在○○○○でそのような加工品などの販売等は行われておらず、関連するものとしたら委託牛の哺乳、飼育くらいかなと思うのですけれども、行われていないものをこの先やるかもしれないという理由で載せているということでしょうか。

事務局長

会社を立ち上げたときに釧路の法務局に定款と全部事項証明の登録を行うんですが、それに事業の内容というものを記載しています。定款に事業の内容として乳製品の製造、加工、販売と農業生産資材の製造、販売とうたっており、それをこの報告書に転記しているのではないかと思います。実態に合っていないかもしれません、それについては事務局の方で直接確認してみます。確認でき次第お知らせするという形でよろしいでしょうか。

嵯 峨 委 員	載せていないといずれこの先やりたいと言うとき出来ないと困るのでしょうか、あらかじめ最初から載せていましたという認識でよろしいです。
議 長	ほかに質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号2の質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
	(○○委員、○○委員入室)
事 務 局 長	日程第11 議案第5号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。 議案第5号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項では、「農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農

用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に対し要請することができる。」とされております。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積等促進計画を定めるべく、農地中間管理機構に要請しようとするものであります。詳細につきましては前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の要件確認チェックリストのとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

前田主事 (詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第5号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号 2 の質疑を行います。

	質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号5の質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号6の質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員	(異議なしの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。</p>
事 務 局 長	日程第11 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。
議 長	次回総会について、7月31日、木曜日、午前10時00分からを提案します。
議 長	事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、7月31日、木曜日、

午前10時00分からということでおよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、7月31日、木曜日、午前10時00分からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第24回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時20分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 白川英之

浜中町農業委員会 12番百々栄二

浜中町農業委員会 1番妹尾伸二